

平成30年分扶養親族等申告書の提出について

▼問合せ ねんきんダイヤル ☎0570(05) 1165
 加古川年金事務所 ☎079(427) 4743
 保険年金グループ ☎079(435) 2581

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税の課税対象とされている。年金の支払者である日本年金機構は、年金の支払いの際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収される際には、年金受給者は税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除を受けることができます。その控除を受ける際には、控除額の算出のために年金受給者から「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

（ハガキ形式）が8月下旬頃に日本年金機構から送付予定となっております。

お手元に届いた「扶養親族等申告書」は、必要事項を記入のうえ日本年金機構に忘れずに提出してください。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、控除申告がないものとして扱われるため、源泉徴収される際に各種控除を受けることができませんのでご注意ください。

また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合などには、日本年金機構ホームページから申告書をダウンロードするか、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

8月から年金の受給資格期間が10年に短縮されます

これまで老齢基礎年金を受け取るために必要な資格期間（保険料納付済等期間）は原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは、

資格期間が10年以上あれば、年金を受け取ることができるようになります。

該当する人には黄色い封筒で「年金請求書（短縮用）」が日本年金機構より順次送付されています。お手元に届きましたら「ねんきんダイヤル」でご予約のうえ、年金事務所にて早めにお手続きをしてください。なお、すべての加入期間が国民年金第一号被保険者の人は、役場保険年金グループでもお手続き可能です。

また、保険料の免除期間、海外に居住していた期間などの合算対象期間を加えることで資格期間を満たす場合があります。

10年の資格期間に満たない人や、これまで年金を受給できなかった人も任意加入制度や後納制度、特定期間該当届・特例追納などの制度を活用することで、年金を受け取る可能性がりますので、今一度ご自身の年金記録を年金事務所にてご確認ください。

一般区分の高額介護（予防）サービス費の月額上限



高額介護（予防）サービス費の自己負担限度額が見直されます

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435) 2581

8月1日から、一般区分の高額介護（予防）サービス費の月額上限が37,200円から44,400円に引き上げられます。

ただし、一割負担の被保険者のみの世帯は、3年間に限り、年間負担上限額（37,200円×12ヵ月＝446,400円）が設けられ、負担の激変緩和が図られます。

高額医療合算介護（予防）サービス費の算定基準額が見直されます

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435) 2581

高額医療合算介護（予防）サービス費の一般所得者の所得要件が細分化され算定基準額が、課税所得380万円以上690万円未満の場合141万円に、690万円以上の場合212万円の区分が設けられます。

これは医療保険制度の見直しに伴うもので、来年8月1日からの実施となります。

高額医療合算介護（予防）サービス費の一般所得者の所得要件

課税所得	算定基準額
690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円

Weekly東はりま BAN-BANテレビ11ch
 地域のイベントや話題、住んでいる町の行政情報など、まるごと1週間の地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

8月の「見る広報」の内容

- 8月4日～17日 役場庁舎ウェルカムスペース・オリジナル婚姻届ができました！（稲美町）
- 8月18日～31日 万灯祭2017（高砂市）

Weekly東はりま 放送時間

月曜日	6:00～、17:00～、23:00～
火曜日	10:00～、20:00～
水曜日	6:00～、17:00～、23:00～
木曜日	10:00～、20:00～
金曜日	6:00～、17:00～
土曜日	20:00～
日曜日	11:00～、17:00～、23:00～

福祉

心身障害者扶養共済制度 掛金補助金

兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入されている人に、平成29年度第1期（平成29年4～7月分）の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金を交付します。申請期間内に必要書類を添付して申請してください。

- ▼申請期間 7月24日(月)～8月10日(木)
- ▼必要書類 掛金の領収証（平成29年4～7月分）、振込先金融機関を確認できるもの、印鑑（朱肉を使用するもの）、兵庫県心身障害者扶養共済制

度加入証書
 ▼問合せ・申請窓口 福祉グループ ☎079(435) 2361

あんしんボタン

急病や事故などが一瞬の間に、近隣の人の協力により速やかに援助が受けられるようにあんしんボタンを貸与します。

▼対象 町内に住所がある一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、要介護認定3以上の高齢者がいる高齢者世帯

- ▼費用 設置時に所得に応じて負担があります（上限1万2千円）
- ▼条件 3人の近隣協力者と民生委員の証明が必要です
- ▼申請方法 福祉グループにある申請書にご記入ください

（申請は、家族など代理人も可）
 ▼問合せ 福祉グループ ☎079(435) 2361

訪問理美容サービス

在宅で寝たきり状態にあり、理容院や美容院などに出向くことが困難な高齢者および障がいのある人を対象に、理容師または美容師が家庭を訪問し理美容サービスを提供しています。

- ▼対象 町内に住所があり、在宅で寝たきりの状態にある高齢者および障がいのある人（条件があります）
- ▼利用料金（理容・美容共通） カット千円（ただし、丸刈りは500円）、シャンプー千

交通事故の状況 平成29年5月末現在 昨年比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	632(+23)	760(+50)	4(+3)
稲美町	68(-12)	76(-25)	0(±0)
播磨町	90(+23)	101(+17)	0(-1)

犯罪発生の状況

6月の町内犯罪発生件数 22件 (前月比 -2件)

種別	件数
自転車盗	7
車上ねらいなど	2
色情ねらい	1
暴行	2
器物損壊	3
その他	7

平成29年犯罪累計 174件

おくやみ 【6・7月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大江 とよ	(南野添)	100
衣笠 幸雄	(本 荘)	77
松尾 フミ子	(野 添)	85

長寿祝金の支給

本町では、9月の敬老月間にちなみ、80歳・90歳の人に長寿祝金を支給します。対象者には、9月中頃に支給日及び支給場所などについて通知します。

年齢	対象者	支給金額
満80歳	昭和11年9月17日～昭和12年9月16日生	1万円
満90歳	大正15年9月17日～昭和2年9月16日生	2万円

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435) 2361

ご存知ですか？ 住宅改造費助成制度

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

▶対象 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯（所得制限があります）

▷一般型 60歳以上の人がいる世帯

▷特別型 ①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人がいる世帯②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた人がいる世帯（条件があります）

▶助成要件【共通】 耐震診断の実施（建築着工年月が昭和56年5月以前の住宅）

▷一般型 2箇所以上の手すりの取り付け、または屋内の段差解消（助成金は最高33万3千円まで）

▷特別型 対象者が自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事

※介護保険制度の「住宅改修費支給」などを優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、ご注意ください。

▶助成対象箇所と限度額

改造箇所	限度額	
	一般型	特別型
浴室・洗面所	40万円	45万円
トイレ	30万円	24万円
玄関	20万円	18万円
階段・廊下	10万円	16万円
居室	10万円	19万円
台所	10万円	16万円

※限度額の合計は100万円まで。他の制度が優先する場合、合計で100万円まで。

▶助成率

一般型	特別型	所得制限あり
1/3	3/3	生活保護法による被保護世帯
3/3	9/10	町民税非課税世帯
9/10	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみの世帯
2/3	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯
1/2	1/2	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）
1/3	1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）

▶申請 必ず工事前に申請をしてください。1住宅1回限り。詳しくはお問い合わせください

▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

要配慮者実態調査にご協力をお願いします

この調査は、災害時に支援を必要とする高齢者に対して、的確な避難支援を行うことを目的に、高齢者の日頃の状況を把握するため、調査するものです。

▼調査方法 各地区の民生委員が対象者宅を訪問し調査します

▼対象 町内に居住する65歳以上の入居者

▼実施時期 9月上旬～10月

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

福祉会館の入浴施設を廃止

福祉会館改修工事に伴い、浴室の撤去工事を実施します。そのため、入浴は、8月31日(木)をもって終了します。これまでご利用いただき、ありがとうございました。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361



住宅相談会の案内

現在お住まいの住宅について、耐震診断、耐震改修など住まいに関する相談に専門家（一級建築士）がお答えする無料住宅相談を開催します。完全予約制で、1日3組まで、相談時間は1時間程度です。

▼日時 8月18日(金) 正午～午後1時、2時

▼場所 西部コミセン1階 視聴覚室

▼申込み 8月8日(火)までに、都市計画グループへ住所、氏名、電話番号を記入し、FAXまたは電話で予約申し込みをしてください

▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366

オリジナル婚姻届・出生届デザイン選考

オリジナル婚姻届・出生届のデザインを投票で決定します。皆さまのご応募をお待ちしております。

▶投票場所・期間・時間

場所	期間	時間
南部子育て支援センター	8月1日(火)～2日(水)	10:00～15:30
北部子育て支援センター	8月3日(木)～4日(金)	
きつずなホール	8月5日(土)～7日(月)	10:00～15:30
中央公民館	8月8日(火)～10日(木)	
図書館	8月11日(祝)～13日(日)	終日
役場第1庁舎	8月14日(月)	
町ホームページ	8月1日(火)～14日(月)	

▼問合せ 住民グループ ☎079(435)2363

お盆のし尿汲み取り業務の休業

お盆のし尿汲み取りの休業期間は8月11日(祝)から8月16日(水)です。(なお、土、日曜日は通常通り休みです) ※お盆前までに汲み取りを希望される方は8月9日(火)午後5時までに受け付けを行ってください。

それ以降に受け付けた場合は8月17日(水)以降の汲み取りとなりますので、ご注意ください。

便槽の容量が小さなお宅で、お盆の来客などにより、いっぱいになると予想される場合は事前にお申し込みください。

▼申込み・問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

お盆の供物処理

▼受付日時 8月15日(火) 午後1時～7時、8月16日(水) 午前9時～午後3時30分(正午～午後1時は除く)

▼受付場所・問合せ 塵芥処理センター ☎079(435)2562

平成29年度下水道排水設備工事責任技術者試験

公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターが次のように試験を実施します。

▼試験日 11月19日(日) 午後1時30分～3時30分

▼試験会場 流通科学大学

加古川市防災センター

▼受験料 6千円

▼申込み 8月21日(月)～9月1日(金) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後5時、下水道グループ窓口で受け付け。申込書は下水道グループ窓口で8月21日(月)から配布。

▼問合せ 下水道グループ ☎079(435)2373

加古川市防災センター

①普通救命講習会

②応急手当WEB講習会

AEDなどを使用した心肺蘇生法、止血など応急手当の講習会です。受講者には修了証を交付します。

▼日時 ①8月17日(水)、19日(金) 午前9時～正午 ②8月17日(水)、19日(金) 午前9時～11時

▼場所 加古川市防災センター

▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人

②は加古川市ホームページにあるWEB講習を事前に学習している人

▼定員 先着各30人

▼申込み・問合せ 8月5日(土)から電話で受け付けます ※月曜日は休館。

加古川市防災センター ☎079(423)0119

※応急手当WEB講習会の問合せは、消防本部へ。

加古川市消防本部救急課 ☎079(424)0119

加古川市防災センター

応急手当普及員講習会

受講者には認定証を交付します。

加古川市防災センター

ハローワーク加古川の開庁時間が変わります。利用者が多い昼間の就職支援を強化するため、8月21日(月)から開庁時間が変わります。

▶開庁時間

月・水・金曜日 8:30～17:15

火・木曜日 8:30～18:30

※17:15以降のご利用窓口は、求人検索、職業相談・紹介のみです。

第2・4土曜日 10:00～17:00

▶問合せ ハローワーク加古川 ☎079(421)8624

加古川市防災センター

水道グループ

水道整備チーム

水道管理チーム

下水道グループ

下水道整備チーム

下水道管理チーム

10月1日から、下水道グループと下水道グループの組織を統合し、新たに「上下水道グループ」とします。

これにより、水道事業、下水道事業双方の効率的な経営と適切な施設・管路の維持管理を進め、安定した事業運営を図ります。

チームの名称も次の通り変わります。

▼問合せ 総務グループ ☎079(435)0357